

(平成23年11月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岩手地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成2年5月から同年8月までは11万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月16日から同年9月21日まで

私は、申立期間において、A社に勤務していたが、「ねんきん定期便」に記載されている厚生年金保険料が給与明細書において控除されている額と異なっているので私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出のあった平成2年4月から同年8月までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額から、同年5月から同年8月までは11万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成2年4月については、給与明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額（7,590円）に見合う標準報酬月額（11万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（10万4,000円）より高額であるものの、給与明細書に記載された報酬月額（4万4,940円）に見合う標準報酬月額（8万円）は、オンライン記録により確認でき

る標準報酬月額（10万4,000円）より低額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人の申立期間のうち、平成2年5月から同年8月までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成5年12月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月21日から6年1月12日まで

私は、平成5年12月21日から6年2月20日までA社にB職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社に係る平成6年1月分及び同年2月分の給料明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人の平成6年1月分給与明細書で確認できる基本給の額は、同年2月分給与明細書に記載されている基本給と同額となっており、申立事業所では、当時の月額給与計算は毎月20日締めであったと回答していることから、申立人に係る同年1月分の給与は、5年12月21日から6年1月20日までの期間を対象としたものであったものと推認できる。

さらに、申立事業所では、申立期間に係る申立人の勤務実態について、事業主の了解のもと、毎日ではないもののB職として働いていたと回答している。

加えて、申立人は、申立期間の直前に勤務していた事業所から引き続き申立事業所に勤務したと主張しているところ、前の事業所における雇用保険の被保険者資格は平成5年12月20日に喪失していることが確認できることから、これらを総合的に判断すると、申立人の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、同年12月21日であると認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、提出された給料明細書において確認できる報酬月額から、22万円とすることが必要である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明であると回答しており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

岩手厚生年金 事案 937

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和55年11月4日であると認められることから、申立期間における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和55年6月から同年10月までは9万8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年6月30日から同年12月1日まで

私は、昭和49年9月7日から平成7年12月31日までの期間においてA社に勤務していたが、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が無かった。申立期間も継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、事業所記号簿の記録では、当該事業所は、昭和55年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同日に申立人及び当該事業所において申立期間に被保険者であった全ての者について、資格喪失されているにもかかわらず、同年9月1日の随時改定又は同年10月1日の定時決定の処理が行われており、かつ、これらの処理が取り消されている上、多数の被保険者について健康保険被保険者証返納の処理日が同年11月4日と記録されていることが確認できることを踏まえると、申立人の被保険者資格喪失日に係る処理及び当該事業所が同年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理も同年11月4日に遡及して行われたものと考えられ、当該取消処理前の記録から、同年6月30日において、当該事業所が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、社会保険事務所（当時）において当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理

由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 55 年 6 月 30 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、当該喪失処理を行ったと認められる同年 11 月 4 日であると認められる。

また、申立人の昭和 55 年 6 月 30 日から同年 11 月 4 日までの期間における標準報酬月額については、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の取消処理がなされた同年 6 月の随時改定及び同年 10 月の定時決定の記録により、同年 6 月から同年 10 月までは 9 万 8,000 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 55 年 11 月 4 日から同年 12 月 1 日までの期間については、同僚が保管していた当該期間の給料明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岩手厚生年金 事案 938

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月1日から36年1月19日まで
私は、昭和27年7月1日から36年1月19日までA社で勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
間違いなく勤務していたので厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業を継承しているB社に照会したが、申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険の加入について確認することはできなかった。

また、申立期間当時に申立事業所において厚生年金保険の被保険者となっていた複数の者は、「申立人は申立期間当時、C町にあるD社E支店の事業所で勤務していた。」と供述している。

さらに、D社E支店は昭和46年5月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社同支店の事業を継承している同社F支店に照会したが、申立期間当時の資料は無く、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入について不明と回答している上、同社E支店の厚生年金保険被保険者名簿を確認すると申立人の資格取得日は36年1月19日、資格喪失日は同年8月1日と記録されている。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳及び申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和27年7月1日、資格喪失日は32年1月1日となっており、申立期間において申立人の記録は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により

給与から控除されていたことを認めることはできない。